

公園の
維持管理のための

おたすけハンドブック 【事例集】

～愛護活動団体向け～



令和5（2023）年10月
多摩区役所道路公園センター

おたすけハンドブックの発行にあたり

「おたすけハンドブック」とは？

多摩区内には公園が163カ所あり、約7割は地域の管理運営協議会・公園緑地愛護会（以下「愛護活動団体」という。）によって、公園の維持管理活動が行われています。一方で、高齢化や担い手不足などで、持続可能な維持管理活動が難しい公園もあります。

「おたすけハンドブック」は、愛護活動団体が維持管理活動を行う上での一助として活用し、地域で公園を支える取組が広がることを目指し発行しました。

具体的には、参加者や担い手を創出するめ、公園を①知ってもらう（広報）、②使ってもらう（イベント）、③ステップアップ（活動強化）の3つの視点で、実際に愛護活動団体が行われている事例やアイデアを掲載しています。

アイデアの掲載に当たり、公園を管理する人、公園を利用する人、企業などが意見交換を行った「多摩区地域デザイン会議（管理運営協議会・公園緑地愛護会合同連絡会）」（令和5（2023）年7月31日開催）、
で出された意見を一部掲載しています。

ぜひ、皆様の維持管理活動にご活用ください。

「おたすけハンドブック」の配布

- 多摩区役所道路公園センター 協働・利活用推進担当

TEL 044-946-0044

E-mail 71doukyo@city.kawasaki.jp

- 多摩区ホームページからもダウンロードできます。

ホームページ

二次元バーコード

おたすけハンドブック 多摩区



多摩区の公園維持管理の課題

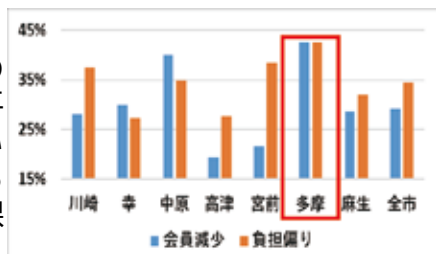
① 区民協働で管理されている公園の割合が低い

多摩区は、豊かな自然環境を有し、生田緑地等の緑の拠点においては、区民協働による保全管理の実施と様々な活動が展開されています。

一方で、愛護活動団体が設置され、区民協働で管理されている公園の割合は7割弱（令和5（2023）年9月末現在）と他区と比べて低い状況にあります。

② 高齢化や担い手不足

また、区内の愛護活動団体の会員のうち、55%が70代以上であり、全市平均より高い状況にあり、高齢化や担い手不足、負担の偏りなど、協働による継続的な活動をするうえで、大きな課題が生じております。



令和3年度公園緑地愛護会・管理運営協議会アンケート

公園の維持管理活動を続けていくためのアイデア ～多摩区地域デザイン会議～

このような課題を踏まえ、区民協働の取組を進めていくため、令和5（2023）年7月31日、「多摩区地域デザイン会議」と「管理運営協議会・公園緑地愛護会合同連絡会」を同時開催し、愛護活動団体をはじめ、公園利用者・利活用団体、企業等に参加いただきました。

そこでは、地域に継続的な活動を展開していくための取組について、様々な立場で意見交換を行い、協働による継続的活動を進めるための意見やアイデアが活発に出されました。



目次

1	知ってもらう（広報）	1
	事例1 ポスターによる愛護活動団体の紹介	2
	事例2 インスタグラムを活用した公園活動の案内	3
	事例3 町内会・自治会掲示板を活用した会員募集	4
	アイデア	5
2	使ってもらう（イベント）	7
	事例1 公園周辺の地域団体との連携	8
	事例2 公園を地域コミュニティの場として活用	9
	事例3 学校と連携した多世代交流	10
	アイデア	11
3	ステップアップ（活動強化）	13
	事例1 合同剪定講習会開催による連携	14
	事例2 「ゴミ0」宣言による公園のクリーン化	15
	アイデア	16



知ってもらおう (広報)

愛護活動団体の存在や活動内容を知らない人に、
まずは知ってもらい、活動への参加につながるよう、
情報発信を行います。

【知ってもらおう（広報）】事例1 ポスターによる愛護活動団体の紹介

ポスター広報（愛護活動団体の紹介）

中野島石河原公園

○内容

- ・中野島石河原公園でイベントを開催
- ・イベントにあわせて愛護活動団体の紹介ポスターを設置、来場者に周知
- ・公園内のゴミ拾いを実施

○効果

- ・愛護活動団体の存在、活動内容を知ってもらえた。



ポスター作成・掲示等のポイント！（一例）

1

ポスター作成・印刷

□ポスターを作成・印刷します。

写真やイラストを入れ、カラーで印刷するとより伝わりやすいポスターになります。

〔※見本が必要な場合は、区道路公園センター（TEL044-946-0044）までお問合せください。〕

2

ポスター掲示・回覧

□町内会・自治会と調整のうえ、掲示板・回覧板を活用します。

□イベント来場者向けポスター掲示します。

公園の入口付近等に掲示することで、通行する人にも見てもらうことができます。



【知ってもらおう（広報）】事例2 Instagramを活用した公園活動の案内

Instagramを活用した広報 登戸3号街区公園

○内容

- ・管理運営協議会メンバーが公園のInstagramを立ち上げ、公園での清掃活動の予定等、維持管理活動を管理運営協議会メンバー以外にも広く周知した。
- ・公園でのお祭りや花壇の様子等を掲載し、公園を身近に感じていただけるよう工夫した。



○ねらい

- ・公園の様子を随時掲載することで協議会の存在を知ってもらおう。
- ・管理運営協議会メンバー以外にも公園に興味を持ってもらう。

SNSを活用した会員募集のポイント！（一例）

1

アカウントの取得

□愛護活動団体としてアカウントを取得します。

〔 ※一つアカウントを複数人共有することで、複数人で管理が可能（個人の負担軽減）。 〕

2

公園内の出来事をタイムリーに掲載

□通常の公園清掃から、お祭りや健康体操など公園内でのイベント、公園内の草花の様子など随時掲載します。

3

町内会・自治会掲示板等の同時活用

□SNSのほか、町内会・自治会掲示板のポスター掲示等も活用すると効果的です。

【知ってもらおう（広報）】事例3

町内会・自治会掲示板を活用した会員募集

町内会・自治会掲示板を活用した広報

- 内容
 - ・町内会・自治会が保有している掲示板を活用して、ポスターやチラシで会員募集や公園の清掃活動日を掲載
- ねらい
 - ・活動日程を知ってもらうことで、参加者を増やす。



町内会・自治会掲示板を活用した会員募集のポイント！（一例）

1 掲示板管理者の確認

- 管理者を確認します。（お住いの町内会・自治会へお問合せください。）
〔※ご不明の場合は、区地域振興課(TEL044-935-3133)にお問合せください。〕

2 掲示板への掲載可否・期間・手続き等の確認

- 管理者（町内会・自治会）に掲示の可否・期間を確認します。
- 必要書類、申請先等を確認します。
- 必要部数を手渡すか、自分で掲示板に貼るか確認します。

3 掲示内容の作成・印刷、町内会・自治会への申請

- ポスター・チラシが出来上がりましたら、町内会・自治会等へ連絡のうえ、申請します。

4 掲示の実施

- 許可された掲示物を掲示板に貼ります。
- 定期的に掲示状況（はがれていないか等）を確認します。

【知ってもらおう（広報）】 多摩区地域デザイン会議で出されたアイデア

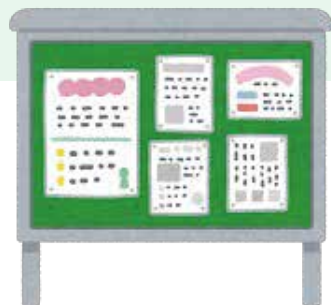
○誰を対象に？

- ・ 地域に住んでいる人
- ・ 地域に新しく引っ越してきた人
- ・ 公園を利用している人
- ・ 公園を利用している子どもと保護者
- ・ 地域の子ども会
- ・ 地域に住んでいる小中高大学生
- ・ 地域の保育園（職員や保護者）
- ・ 緑化センターや公園緑地協会の利用者 など

○どんな方法で？

公園の維持管理活動内容や場所、日程を以下の方法で周知する

- ・ チラシを配布する
- ・ 声掛けをする
- ・ SNSで発信する
- ・ 公園の活動内容が分かる動画を作成し、チラシ等に二次元バーコードを掲載する
- ・ 公園の掲示板を活用する など



○考えられる実施例

- ・ 町内会・自治会と連携し、地域の各世帯や新しく引っ越してきた方へ、活動内容が分かるチラシを配布する。
- ・ 公園で開催される（する）イベントの参加者へ声掛けをする。



使ってもらおう (イベント)

地域の人が気軽に参加できるイベントを公園で開催することで、顔の見える関係を築くことができ、公園の維持管理活動への参加につなげることが期待できます。

【使ってもらおう（イベント）】事例1

公園周辺の地域団体との連携

公園周辺の地域団体と連携したイベント

三田第4公園

○経過

- ・愛護会会長と明治大学の学生が、「一緒にイベントをやろう」と意気投合
- ・公園の清掃や植栽活動を地域で行っていることを、地域の人に知ってもらい、愛護会メンバーを増やすことを目的に実施する運びとなった。

○内容

- ・地域の人がワイワイ楽しめるイベントにするため、公園周辺のこども文化センターや寺子屋、明治大学のサークルと連携し、植物観察の体験活動や写真展、舞台、竹トンボの飛ばし方教室フリマなどを企画



○ねらい

- ・公園周辺の団体の参加により、関係者や当日の参加も見込まれ、公園の維持管理活動へのより多くの参加を期待できる。



公園周辺の地域団体と連携したイベントを実施する際のポイント！（一例）

1 区道路公園センターに公園使用手続きの確認

□手続きの確認（区道路公園センターTEL044-946-0044）

□「公園内行為許可申請書」を提出します。

〔※15日前までに区道路公園センターへ申請書を提出します。〕

〔※管理運営協議会と町内会・自治会メンバーが同一の場合は、手続不要〕

2 公園周辺地域団体への参加協力依頼

□公園周辺の地域団体や、近隣の保育園、幼稚園、学校、企業等へ声掛けします。

3 関係部署へのイベント実施確認（※必要に応じて）

□例えば、食品を扱う際は、区衛生課（TEL044-935-3308）に事前確認します。

【使ってもらおう（イベント）】事例2 公園を地域コミュニティの場として活用

地域コミュニティの場として活用 三田第2公園

○内容

- ・当公園は、「まむし公園」という愛称で親しまれ、人が集まる地域の居場所として利用されている。
- ・地域のイベント、防災訓練など自治会活動の場として活用されている。

○ねらい

- ・様々なイベントを通じて、地域の人々が公園の清掃、草刈り等、日々の美化活動に取り組まれている。
- ・世代を超えた地域交流を行うことができる。



つながりが
生まれる！

公園で町会・自治会のお祭りを実施する際のポイント！（一例）

1

区道路公園センターに公園使用手続きの確認

□手続きの確認（区道路公園センターTEL044-946-0044）

□「公園内行為許可申請書」を提出します。

〔※15日前までに区道路公園センターへ申請書を提出します。〕

〔※管理運営協議会と町内会・自治会メンバーが同一の場合は、手続不要〕

2

子ども会等町会関連団体への参加協力依頼

□公園周辺の地域団体や、愛護活動団体メンバーとつながりのある団体へ声掛けします。

3

関係部署へのイベント実施確認（※必要に応じて）

□例えば、食品を扱う際は、区衛生課（TEL044-935-3308）に事前確認します。

【使ってもらおう（イベント）】事例3

学校と連携した多世代交流

近隣学校と連携した多世代交流

登戸第1公園

○経過

- ・近隣学校から公園を活用した地域交流の打診が区道路公園センターにあり、学校近くの登戸第1公園管理運営協議会に相談し、多世代交流会として実施する運びとなった。

○内容

- ・みんなで落ち葉集めや清掃活動、生徒主体のプログラムとして、落ち葉プールや竹のキーホルダーづくりを企画
- ・最後に「公園でこんなことができたらいいな！」をテーマに、おしゃべりしながら多世代交流を企画

○ねらい

- ・管理運営協議会メンバーに近隣学校の生徒も加わり、公園を会場とした多世代交流を実施することで、新たな担い手の創出につなげる。



学校等の公園近隣の地域団体を巻き込んだイベントを実施する際のポイント！（一例）

1 区道路公園センターに公園使用手続きの確認

□手続きの確認（区道路公園センターTEL044-946-0044）

□「公園内行為許可申請書」を提出します。

〔※15日前までに区道路公園センターへ申請書を提出します。〕

〔※管理運営協議会と町内会・自治会メンバーが同一の場合は、手続不要〕

2 公園近隣の学校等への参加協力依頼

□公園近隣の学校等へ声掛けします。（※総合学習などを利用して）

※状況により、区道路公園センターが調整に協力します。

3 関係部署へのイベント実施確認（※必要に応じて）

□例えば、食品を扱う際は、区衛生課（TEL044-935-3308）に事前確認します。

【使ってもらおう（イベント）】

多摩区地域デザイン会議で出されたアイデア

○誰を対象に？

- ・地域に住んでいる人（多世代）
- ・地域の子ども
- ・地域の保育園
- ・地域の学校
- ・公園を利用している子どもと保護者
- ・公園を利用している人
- ・地域に住んでいる小中高大学生 など

○どんなイベント？

- ・維持管理活動後に交流する時間を作る（コーヒータイム、ランチ会など）
- ・維持管理活動自体を楽しむ仕掛けづくり（コスプレで清掃など）
- ・近隣公園を巡るスタンプラリー
- ・自然に触れ合うイベント
- ・季節の節目ごとの催し
- ・スポーツ系イベント（公園体操、グランドゴルフなど）
- ・フードドライブ食品を集める会場として活用
- ・保育フェス（公園を利用する近隣の保育園がブース出展）
- ・子どもたちが作成した作品の展示（絵や習字等）
- ・スマホ教室 など



○考えられる実施例

- ・イベント終了後に参加者で清掃活動を行うことで、通常のメンバー以外も巻き込む。

（例）公園体操終了後の清掃活動 など

- ・子どもを対象にしたイベントを開催し、維持管理活動への参加を呼び掛けることで、子育て世代の参加を促す。

（例）夏休み中の子ども向けラジオ体操 など



（イメージ）



ステップアップ (活動強化)

公園の維持管理活動を持続可能にするための仕組みづくりや、公園の特性に合わせて誰もが利用しやすい公園になるような仕組みづくりが考えられます。

【ステップアップ（活動強化）】事例1

合同剪定講習会開催による連携

近隣公園同士による合同剪定講習会の開催

塔の越里公園・南生田2丁目風の谷公園

○内容

- ・両団体参加による合同剪定講習会
- ・2つの愛護活動団体が自身の公園に加え、相手の公園も剪定協力



○効果

- ・顔の見える関係を構築できた。
- ・お互いの公園の状況を知ることができた。
- ・今後、困ったときに協力し合える可能性が作れた。



合同剪定講習会を実施する際の手続手順（一例）

1

剪定講習会の開催を立案

- 公園状況を調査し剪定講習会の開催の有無を決定します。
- 剪定講習会の時期を立案します。
(※ツツジ類の剪定であれば開花後～夏にかけてが望ましいです。)

2

一緒に実施する愛護活動団体を探す

- 同時開催が可能な隣接する愛護活動団体を探します。
(※不明な場合は区道路公園センターにご相談ください)
- 同時開催する愛護活動団体に対して説明して相手から賛同を得ます。
- 大まかな開催時期の調整を行います。

3

区道路公園センターとの調整

- 区道路公園センターと事前協議を行います。
区道路公園センターは剪定講習会を運営する公園緑地協会と調整を行います。単独で行う際も、日程調整含め事前にご連絡ください。
- 「剪定講習会申請書」を区道路公園センターへ提出し開催に向けて調整を行います。

4

合同剪定講習会の実施

- 当日は合同剪定講習会の円滑な運営を心掛けます。
- 愛護活動団体同士の連携が深まり、今後につながるよう調整を行います。

【ステップアップ（活動強化）】事例2 「ゴミ0」宣言による公園のクリーン化

「ゴミ0」宣言による公園のクリーン化

登戸3号街区公園

○内容

- ・管理運営協議会主催で、公園オープニングイベントを実施
- ・その際、SNSやチラシのよる広報で、「私たちはゴミ0を目指します」と宣言
- ・オープニングイベントでは、先着でジュースをプレゼントしたり、子どもが喜ぶ企画を実施
- ・毎週土曜日の定刻にクリーン活動を行っている旨周知



○効果

- ・公園オープン（管理運営協議会立上げ）時に、団体としての理念を周知できた。
- ・子ども向けイベントを実施することで、公園をよく利用する子育て世代向けにきれいに利用することを啓発し、併せて清掃活動ボランティアを広く募集できた。



公園の維持管理活動への子育て世代の参加を呼びかけるポイント！（一例）

1

区道路公園センターに公園使用手続きの確認

- 手続きの確認（区道路公園センターTEL044-946-0044）
- 「公園内行為許可申請書」を提出します。

〔※15日前までに区道路公園センターへ申請書を提出します。
※愛護活動団体と町内会・自治会メンバーが同一の場合は、手続不要〕

2

子育て世代をターゲットにした子ども向け企画の実施

- SNS、町内会・自治会掲示板を利用した地域への広報
- 町内会・自治会を通しての子ども会への開催案内

【ステップアップ（活動強化）】

多摩区地域デザイン会議で出されたアイデア

○考えられる実施例

- ・利用者によるゴミ持ち帰りの徹底
（例）チラシを作成し、公園内掲示板、SNS、イベント開催時等に広報をし、公園モラルの周知徹底を図る。
- ・維持管理活動への参加によるチケット（ポイント）付与
（例）維持管理活動参加者へチケット（ポイント）を付与し、イベント等で食べ物・飲み物・商品等と引き換えられるようにし、活動参加のモチベーションを上げる。
- ・地域住民＋公園利用者＋愛護活動団体などがつながる仕掛けづくり
（例）
 - ・地域住民や公園利用者へのアンケート、ヒアリング、意見交換を定期的に行う。
 - ・公園活動アイデア会議
- ・愛護活動団体メンバーの人材育成
（例）
 - ・剪定講習会の開催により、メンバーの剪定技術力を高める。
 - ・公園緑地協会や緑化センター主催の講習会に参加する。
- ・清掃活動の学校行事やクラブ活動への取り込み
（例）
 - ・日頃からつながりのある近隣小中学校の生徒に、総合学習の授業やボランティア活動などの名目で参加してもらい、定例化させる。



（イメージ）



（イメージ）

公園の維持管理のための
おたすけハンドブック
【事例集】

令和5（2023）年10月

（問い合わせ）

川崎市多摩区役所道路公園センター

〒214-0008 川崎市多摩区菅北浦4丁目11番20号

電話：044-946-0044 FAX：044-946-0105

E-mail：71doukyo@city.kawasaki.jp

